

平成30年 3月23日

市川市長職務代理者
市川市副市長 佐藤 尚美 様

市川市住居表示審議会
会長 朽木 量

住居表示実施区域のブロック化及び実施順について（答申）

本審議会は、平成29年11月1日付けの諮問に応じ、昭和58年3月に「住居表示を実施する区域」として議決された区域のブロック化及び実施順に関し、慎重に審議した結果、下記の実施順で別図のとおり区域をブロック化して実施されるよう答申する。なお、各ブロック実施の際には、以下の点に留意するよう併せて要望する。

記

1. 実施順の1番目は、稲越ブロックとし、範囲は稲越町全域とする。
2. 実施順の2番目は、大野ブロックとし、範囲は大野町1丁目全域、大野町2丁目一部区域、大野町3丁目一部区域とする。
3. 実施順の3番目は、北方町ブロックとし、範囲は北方町4丁目全域、奉免町一部区域とする。

【以下、要望事項】

- 1 地元住民の意見を可能な限り取り入れる。
- 2 既存の地域コミュニティー・生活圏をできる限り崩さないようにする。
- 3 住居表示を実施するにあたり、市街化区域・市街化調整区域の都市計画上の線引きにも留意する。
- 4 稲越ブロックは、将来、北千葉道路が通ることに配慮する。
- 5 大野ブロックは、大野町2丁目及び3丁目に分断されることに留意する。
- 6 北方町ブロックは、建物等が散在する地域があり、実施時期については、慎重を期す必要がある。

昭和58年3月議決地区

別図

